

犬山市議会第 8 0 号議案

犬山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する
条例の一部改正について

犬山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条
例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

犬山市長 原 欣 伸

（説 明）

この案を提出するのは、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の
改正に伴い、条例の一部を改正するため必要があるからである。

犬山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 犬山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例（平成 27 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表備考第 2 項中「附則第 5 条の 4 第 6 項、附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「附則第 5 条の 4 第 5 項」に改める。

第 2 条 犬山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表備考第 2 項中「附則第 7 条の 3 第 2 項」を「附則第 7 条の 3 第 3 項」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 10 年 1 月 1 日から施行する。

○犬山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の一部改正のための新旧対照表（第1条関係）

新（改正後）	旧（改正前）
（法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの利用者負担額）	（法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの利用者負担額）
第7条 略	第7条 略
表 略	表 略
備考	備考
1 略	1 略
2 この表において「市町村民税所得割額」とは、3号認定子どもの保護者及びその他の扶養義務者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（当該月が4月から8月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7から第314条の9まで、附則第5条第3項、 <u>附則第5条の4第5項</u> 、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）の合計額をいう。	2 この表において「市町村民税所得割額」とは、3号認定子どもの保護者及びその他の扶養義務者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（当該月が4月から8月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7から第314条の9まで、附則第5条第3項、 <u>附則第5条の4第6項</u> 、 <u>附則第5条の4の2第5項</u> 、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）の合計額をいう。
3～8 略	3～8 略
2 略	2 略

○犬山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の一部改正のための新旧対照表（第2条関係）

新（改正後）	旧（改正前）
（法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの利用者負担額）	（法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの利用者負担額）
第7条 略	第7条 略
表 略	表 略
備考	備考
1 略	1 略
2 この表において「市町村民税所得割額」とは、3号認定子どもの保護者及びその他の扶養義務者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（当該月が4月から8月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額	2 この表において「市町村民税所得割額」とは、3号認定子どもの保護者及びその他の扶養義務者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（当該月が4月から8月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額

新（改正後）	旧（改正前）
（同法第314条の7から第314条の9まで、附則第5条第3項、附則第5条の4第5項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、<u>附則第7条の3第3項</u>並びに附則第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）の合計額をいう。 3～8 略 2 略	（同法第314条の7から第314条の9まで、附則第5条第3項、附則第5条の4第5項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、<u>附則第7条の3第2項</u>並びに附則第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）の合計額をいう。 3～8 略 2 略